

令和2年7月10日

## 小樽市飲食店応援クーポンの販売開始について

日頃から市政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を賜わり厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店の事業継続を支えるため、市独自の緊急経済対策として、飲食店応援クーポン事業に取り組んでおりますが、市内の飲食店における昼間のカラオケにより、感染者が発生したことから、7月5日からの飲食店応援クーポンの販売延期を決定したところです。

このたび、市内の感染状況が収束に向かっていることから、下記のとおり販売・使用を開始いたします。

### 記

#### 1 販売日時及び販売場所

7月18日（土）～7月22日（水）

- ・販売時間： 9時30分～16時
- ・販売場所： 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター

※感染を防止するため、7月18日から21日は広い会場を用意しています。  
可能な限り、この期間に購入いただくようお知らせいただけると幸いです。

（7月22日（水）は、経済センター3階での販売となります。）

※発行冊数が完売した時点で、販売は終了します。

※上記期間中に販売されなかったクーポンは、下記により販売します。

販売日時・会場：7月27日（月）～7月31日（金）9時30分～16時  
経済センター5階

※以降の販売方法は、クーポンの残余数を考慮して決定します。

#### 2 販売方法

1冊5,500円分のクーポン（額面500円11枚綴り）を4,000円で販売  
（ただし、販売窓口に来た方1人につき最大5冊まで）

#### 3 その他

飲食店応援クーポンを使用できる店舗は、商工会議所及び市のホームページから確認することができます。

なお、登録店は現在も募集中ですので、登録を希望される方は、商工会議所までお申し込みください。

以上

### 【担当】

○小樽市産業港湾部商業労政課

小樽市花園2丁目12番1号 別館4階

TEL 0134-32-4111 内線 277、261、265

○ 飲食店応援クーポンの概要

- (1) 名 称 小樽市飲食店応援クーポン（以下「クーポン」という。）
- (2) 発 行 者 小樽市
- (3) 対象店舗 小樽市内で飲食業を営み、次の要件のいずれにも該当する事業者
- ①食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
  - ②飲食店としての営業実態がある事業者
  - ③感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者
- (4) 使用可能額 1冊 5,500円分のクーポン（500円11枚綴り）を4,000円で販売（ただし、1人につき最大5冊まで）
- (5) 発行冊数 15,000冊
- (6) クーポンの販売期間 令和2年7月18日～令和2年9月30日
- (7) クーポンの使用可能期間  
令和2年7月18日～令和2年9月30日  
※使用可能期間の終期（令和2年9月30日まで）は変更ありません。  
※なお、使用期間を経過した後は使用することができません。
- (8) クーポンの販売方法  
7月18日（土）から21日（火）までの期間、小樽経済センター7階で販売（9時30分～16時）  
※上記期間中に販売されなかったクーポンは、下記のとおり販売します。  
・販売日時：7月22日（水）～7月31日（金）9時30分～16時  
※土・日・祝日を除く  
・販売会場：7月22日（水）：経済センター3階  
7月27日（月）～7月31日（金）：経済センター5階  
※以降の販売方法は、クーポンの残余数を考慮して決定します。
- (9) クーポンの使用可能店舗  
小樽市飲食店応援クーポン事業取扱店募集要項の定めにより登録を完了した市内の飲食店
- (10) クーポンの払戻し  
使用期間中又は使用期間後を問わず、払戻しは行いません。
- (11) その他 クーポンは転売することができません。また、使用に際して生じる釣銭は支払いません。